



# 鳥取県公報

平成 27 年 3 月 27 日 (金)  
第 8 6 8 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の変更（2 件）（196・197）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2 測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (198)（県土総務課）・・ 2 測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (199)（〃）・・ 5 都市計画の変更（200）（技術企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 指定代理納付者の指定（201）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (202)（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 指定居宅サービス事業者の廃止の届出（203）（東部福祉保健事務所）・・・・・・ 9 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（204）（〃）・・・・・・・・・・・・ 9
◇ 選管告示	鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示の開始の日（24）・・・・・・・・・・ 10
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・・・ 10
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施（情報政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 落札者の決定（3 件）（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・・・ 14

# 告 示

## 鳥取県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（地域ため池総合整備事業天神野地区）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成27年3月27日から同年4月16日まで
- 3 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（地域ため池総合整備事業私都地区）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成27年3月27日から同年4月16日まで
- 3 縦覧に供する場所  
八頭町役場
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第198号

平成24年鳥取県告示224号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公

告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成27年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成26年鳥取県告示第719号</u>（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<a href="http://nyusatsu.pref.tottori.jp">http://nyusatsu.pref.tottori.jp</a>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア 限定公募型指名競争入札参加申込書</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成24年鳥取県告示第777号</u>（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<a href="http://nyusatsu.pref.tottori.jp">http://nyusatsu.pref.tottori.jp</a>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア 限定公募型指名競争入札参加申込書<u>（様式第1号）</u></p>

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)・(2) 略

(3) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第 3 条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める配置技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、当該適用対象業務の他の低価格配置技術者若しくは担当技術者又は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

発注業種	配置技術者	資格
略		
補償関係コンサルタント業務	主任担当者	補償業務管理士又は補償業務管理者（いずれも鳥取県県土整備部用地調査等共通仕様書（平成27年3月17日付第201400188751号鳥取県県土整備部長通知）別表（以下「用地調査等仕様書別表」という。）の補償等業務の区分の欄の業務に応じ、それぞれ同表の主任担当者の資格の欄に定める要件を満たす者に限る。）
	照査技術者	補償業務管理士又は補償業務管理者（いずれも用地調査等仕様書別表の補償等業務の区分の欄の業務に応じ、それぞれ同表の照査技術者の資格の欄

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)・(2) 略

(3) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第 3 条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める配置技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、当該適用対象業務の他の低価格配置技術者若しくは担当技術者又は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

発注業種	配置技術者	資格
略		
補償関係コンサルタント業務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士
	照査技術者	補償業務管理士

<p style="text-align: center;"><u>に定める要件を満たす者に限る。)</u></p> <p>(4) 次に掲げる要件の全てを満たす低価格配置技術者調書を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午までに提出できない者は、失格とする。この場合において、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった者又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず失格となった者は、1か月間の資格停止とする。</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 応募書類の提出の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応募書類及び低価格配置技術者調書の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(4) 次に掲げる要件の全てを満たす低価格配置技術者調書（様式第2号）を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午までに提出できない者は、失格とする。この場合において、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった者又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず失格となった者は、1か月間の資格停止とする。</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 応募書類の提出の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。</p> <p>(3)～(5) 略</p>
--	--

様式第1号及び様式第2号を削る。

**鳥取県告示第199号**

平成24年鳥取県告示223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成26年鳥取県告示第719号</u>（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成24年鳥取県告示第777号</u>（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な</p>

資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。

(3)～(8) 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあっては、入札参加書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えてインターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)～(7) 略

(8) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者(共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員)は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める配置技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者(以下「低価格配置技術者」という。)を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、当該適用

資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。

(3)～(8) 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあっては、入札参加書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えてインターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)～(7) 略

(8) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者(共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員)は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める配置技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者(以下「低価格配置技術者」という。)を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、当該適用

対象業務の他の低価格配置技術者若しくは担当技術者又は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

発注業種	配置技術者	資格
略		
補償関係コンサルタント業務	主任担当者	<u>補償業務管理士又は補償業務管理者（いずれも鳥取県県土整備部用地調査等共通仕様書（平成27年3月17日付第201400188751号鳥取県県土整備部長通知）別表（以下「用地調査等仕様書別表」という。）の補償等業務の区分の欄の業務に応じ、それぞれ同表の主任担当者の資格の欄に定める要件を満たす者に限る。）</u>
	照査技術者	<u>補償業務管理士又は補償業務管理者（いずれも用地調査等仕様書別表の補償等業務の区分の欄の業務に応じ、それぞれ同表の照査技術者の資格の欄に定める要件を満たす者に限る。）</u>

(9) 次に掲げる要件の全てを満たす低価格配置技術者調書を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午までに提出できない者は、失格とする。この場合において、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった者又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず失格となった者は、1か月間の資格停止とする。

(10)～(15) 略

4・5 略

6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

対象業務の他の低価格配置技術者若しくは担当技術者又は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

発注業種	配置技術者	資格
略		
補償関係コンサルタント業務	主任担当者	<u>次のいずれかに該当する資格</u> ア <u>補償業務管理士</u> イ <u>不動産鑑定士</u> ウ <u>土地家屋調査士</u> エ <u>司法書士</u> オ <u>一級建築士</u>
	照査技術者	補償業務管理士

(9) 次に掲げる要件の全てを満たす低価格配置技術者調書（様式第2号）を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午までに提出できない者は、失格とする。この場合において、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった者又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず失格となった者は、1か月間の資格停止とする。

(10)～(15) 略

4・5 略

6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

<p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加書類及び低価格配置技術者調書の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加書類の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。</p> <p>(3)～(5) 略</p>
---	---

様式第1号及び様式第2号を削る。

**鳥取県告示第200号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 米子境港都市計画道路3・4・32号両三柳中央線
  - 米子境港都市計画道路3・3・4号西福原河崎線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 米子境港都市計画道路3・4・32号両三柳中央線
    - 追加する部分
    - 米子市大字両三柳及び河崎
  - (2) 米子境港都市計画道路3・3・4号西福原河崎線
    - 変更する部分
    - 米子市大字両三柳及び河崎
- 3 縦覧場所
  - 鳥取県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目 220）及び米子市建設部都市計画課（米子市加茂町一丁目 1）

**鳥取県告示第201号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
------------	--------------------	-----------------	------------

ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7-1	インターネットを利用して納付する自動車税本税	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
---------	---------------	------------------------	-----------------------------

**鳥取県告示第202号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
特定非営利活動法人あおぞら	米子市米原一丁目7-1	放課後等デイサービスあおぞら	米子市米原一丁目7-1	平成27年4月1日	放課後等デイサービス

**鳥取県告示第203号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月27日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
合同会社花水木	デイサービス花水木	鳥取市伏野1779-2	平成27年1月28日	平成27年3月31日	通所介護
有限会社こやま薬局	有限会社こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目435	平成27年3月12日	〃	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第204号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月27日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
合同会社花水木	デイサービス花水木	鳥取市伏野1779-2	平成27年1月28日	平成27年3月31日	介護予防通所介護

有限会社こやま 薬局	有限会社こやま 薬局	鳥取市湖山町北 一丁目435	平成27年3月 12日	”	介護予防居宅療養 管理指導
---------------	---------------	-------------------	----------------	---	------------------

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成27年4月12日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条第1項に規定する掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成27年4月3日と定めたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

平成27年3月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達の内容
  - (1) 調達案件の名称及び数量  
鳥取県庁新基幹業務システム構築・保守等業務（財務会計システム） 一式
  - (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。

## (3) 履行期間

## ア 設計・構築等業務

契約締結日から平成29年3月31日まで

## イ 運用・保守等業務

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

## (4) 履行場所

鳥取県本庁舎等、鳥取県が指定する場所

## (5) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年3月27日（金）から同年5月11日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成27年3月27日（金）から同年5月11日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成27年4月3日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 過去5年以内に国、都道府県又は市区町村において、財務会計システムの構築又は運用管理業務を元請けとして受託した実績を有すること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## (2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のアからウまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成27年4月3日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 構成員の1以上の者が(1)のオの実績を有すること。

エ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ

場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

ク 構成員は県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課

電話 0857-26-7330

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、平成27年3月27日（金）から同年4月10日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成27年3月27日（金）から同年4月10日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成27年5月11日（月）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

平成27年5月11日（月）午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に平成27年4月10日（金）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

(4) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 手続における交渉の有無

無

## (5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Development, operation and maintenance services of the Financial Accounting System : 1 set

(2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 10, April, 2015

(3) Time limit of the submission of tenders : 5 : 00 PM, 11, May, 2015

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7330

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県立学校（東部地区）で使用する液晶プロジェクター及び周辺機器
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成 27 年 2 月 25 日
4 落札者の名称及び所在地	N T T ファイナンス株式会社中国支店 広島市中区立町 2-27
5 落札金額	273,507,840 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成 27 年 1 月 23 日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目 271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県立学校（中部地区）で使用する液晶プロジェクター及び周辺機器
2 契約方式	一般競争入札

3 落札日	平成27年2月25日
4 落札者の名称及び所在地	NTTファイナンス株式会社中国支店 広島市中区立町2-27
5 落札金額	91,627,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成27年1月23日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県立学校（西部地区）で使用する液晶プロジェクター及び周辺機器
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成27年2月25日
4 落札者の名称及び所在地	日通商事株式会社広島支店山陰営業所 米子市流通町430-17
5 落札金額	279,592,560円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成27年1月23日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目271